北朝鮮が継続中の核及び弾道ミサイル関連活動が地域内外を不安定化させていることに最も重大な懸念を表明するとともに、国際の平和及び安全に対する明白な脅威が引き続き存在することを認定し、国際連合憲章第七章の下で行動し、同憲章第四十一条に基づく措置をとって、

1．北朝鮮が、安全保障理事会の決議に違反し、また、それを甚だしく無視して、二千十七年十一月二十八日に弾道ミサイル発射を実施したことを最も強い表現で非難する。

2．北朝鮮が、弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射、核実験、又は、その他のいかなる挑発もこれ以上実施せず、弾道ミサイル計画に関連する全ての活動を直ちに停止し、またこの文脈において、全てのミサイル発射モラトリアムに係る既存の約束を再確認し、全ての核兵器及び既存の核計画を、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で直ちに放棄し、全ての関連する活動を直ちに停止するとともに、その他のいかなる既存の大量破壊兵器及び弾道ミサイル計画も、完全な、検証可能な、かつ、不可逆的な方法で放棄するとの決定を再確認する。

3．決議第千七百十八号（二千六年）8（d）の規定に定める措置が、この決議の附属書Ⅰ及びⅡに記載される個人及び団体、それらの代理として又はそれらの指示により行動するいかなる個人又は団体並びにそれらにより所有され又は管理される団体（不正な手段を通じたものを含む。）にも適用されることを決定するとともに、さらに、決議第千七百十八号（二千六年）8（e）の規定に定める措置が、この決議の附属書Ⅰに記載される個人及びそれらの代理として又はそれらの指示により行動する個人にも適用されることを決定する。

4．全ての加盟国が、専ら北朝鮮国民の生計目的のためであり、また、北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）、第二千三百二十一号（二千十六年）、第二千三百五十六号（二千十七年）、第二千三百七十一号（二千十七年）、第二千三百七十五号（二千十七年）若しくはこの決議により禁止されているその他の活動と無関係な原油の輸送であると委員会が事前に個別の案件に応じて承認する場合を除くほか、自国の領域を通じた又は自国の国民による、又は自国の旗を掲げる船舶、航空機、パイプライン、鉄道若しくは車両を用いた、北朝鮮への全ての原油（自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の直接又は間接の供給、販売又は移転を禁止することを決定し、さらに、この禁止は、この決議の採択の日から十二か月間及びその後は各十二か月間、十二か月間毎の総計が四百万バレル又は五十二万五千トンを超えない原油には適用されないことを決定するとともに、原油を提供する全ての加盟国は、北朝鮮に提供された原油の量に関する報告を、この決議の採択の日から九十日毎に委員会に対して提出することを決定する。

5．全ての加盟国が、自国の領域を通じた又は自国の国民による、又は自国の旗を掲げる船舶、航空機、パイプライン、鉄道若しくは車両を用いて北朝鮮への全ての石油精製品（自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の直接又は間接の供給、販売又は移転を禁止することを決定し、北朝鮮がそのような製品を調達しないことを決定し、さらに、この規定が、（a）当該加盟国が三十日毎に、北朝鮮への石油精製品のそのような供給、販売又は移転の量を、全ての取引関係者の情報と併せ、委員会に通報し、（b）当該石油精製品の供給、販売又は移転に、北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は決議第千七百十八号（二千六年）、第千八百七十四号（二千九年）、第二千八十七号（二千十三年）、第二千九十四号（二千十三年）、第二千二百七十号（二千十六年）、第二千三百二十一号（二千十六年）、第二千三百五十六号（二千十七年）、第二千三百七十一号（二千十七年）若しくはこの決議により禁止されているその他の活動のための収入を生み出すことに無関係である場合、二千十八年一月一日から十二か月間及びその後は各十二か月間、総量五十万バレルまでの石油精製品（ディーゼル及びケロシンを含む。自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の、自国の領域を通じた又は自国の国民による、又は自国の旗を掲げる船舶、航空機、パイプライン、鉄道若しくは車両を用いて、北朝鮮による調達又は北朝鮮への直接若しくは間接の供給、販売若しくは移転には適用されないことを決定し、委員会書記長に対し、二千十八年一月一日以降、北朝鮮に対して販売、供給又は移転された石油精製品の総量が、年間総計の七十五パーセントに達したときに、全ての加盟国に通知することを指示し、また、委員会書記長に対し、二千十八年一月一日以降、北朝鮮に対する石油精製品の販売、供給又は移転の総量が、年間総計の九十パーセントに達したときに全ての加盟国に通知するよう指示し、さらに、委員会書記長に対し、二千十八年一月一日以降、北朝鮮に対して販売、供給又は移転された石油精製品の総量が、年間総計の九十五パーセントに達したときに全ての加盟国に通知するとともに、全ての加盟国に対してその年の残りの期間、北朝鮮に対する石油精製品の販売、供給又は移転を直ちに停止しなければならないことを通報するよう指示し、委員会に対し、北朝鮮に対する石油精製品の販売、供給又は移転の月毎及び原産国毎の合計をそのウェブサイトにおいて公に入手可能とすることを指示し、委員会に対し、加盟国から通知を受け次第この情報をリアルタイムで更新することを指示し、全ての加盟国に対し、二千十八年一月一日以降、この規定で設定した石油精製品の年間上限を遵守するため、このウェブサイトを定期的に閲覧するよう要請し、専門家パネルに対し、支援の提供及び完全かつ世界的な遵守の確保のための、全ての加盟国の履行努力を厳密に監視することを指示するとともに、事務総長に対し、このために必要な措置をとるとともに、この点に関し追加的な資源を提供するよう要請する。

6．北朝鮮が、その領域からの、又はその国民による、又はその旗を掲げる船舶若しくは航空機を用いて、食料及び農産品（統一システム番号第十二類、第八類、第七類）、機械類（統一システム番号第八十四類）、電気機器（統一システム番号第八十五類）、マグネサイト及びマグネシアを含む土石類（統一システム番号第二十五類）、木材（統一システム番号第四十四類）及び船舶（統一システム番号第八十九類）の直接又は間接の供給、販売又は移転を行わないこと、並びに、全ての国が、自国民による、又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機を用いて、北朝鮮からの上記の商品及び製品（北朝鮮の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の調達を禁じることを決定し、